

リフト付福祉タクシー利用のご案内

車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーを、普通タクシーの料金で利用できます。

1. 対象者

次のどちらにも該当する方

- ①江東区内にお住まいの 65 歳以上
- ②車いすを使用している方、または寝たきりの状態にある方。

2. 利用登録

上記対象者でリフト付福祉タクシーの利用を希望する方は、あらかじめ区に登録をしてください。

登録の申請は介護保険課在宅支援係（区役所 3 階 4 番）、または長寿サポートセンターでできます。

3. 利用予約

利用を希望する方は、区に登録後、タクシー会社に電話をして利用予約を取ってください。予約は利用日の 1 か月前からできます。

4. 予約受付 午前 8 時より午後 6 時まで

5. 運行時間 午前 8 時より午後 8 時まで

6. 利用料金

料金は、**普通車タクシーの料金**で利用できます。実際に乗車した距離の料金です。障害者のための福祉タクシー券が利用できます。

介助には、別途料金が発生いたします。必要な場合にはご予約時にタクシー会社にご相談ください。

7. 予約取消

利用を中止した場合は速やかに取消をしてください。（利用したい方が予約できず困っています。）

江東区役所福祉部介護保険課在宅支援係

☎ 3 6 4 7 - 4 3 1 9（直通）